

④

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事業年度		・ ・	法人名		
配当の額の計算	利益の配当の額	1	特定社債の発行をしてい る場合の調整	特定社債の当期末残高	14
	みなし配当の額	2		$(14) \times \frac{5}{100}$	15
	配当の額 (1) + (2)	3		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16
	税引前当期純利益金額	4		(15) - (16)	17
	前期繰越損失の額	5		当期に償還した 特定社債の額の合計額	18
	減損損失の額	6		特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	19
	$(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	7		(18) - (19)	20
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8		損金の額に算入される 減価償却費の額	21
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		特定社債の発行を している場合の調整額 (17) + (22) × 2	23
	(3) が (10) を超える場合の (3) の額	11			
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	12			
	支払配当の損金算入額 (11) と (12) のうち少ない金額	13			

別表十八(八) 平二十六・四・一以後終了事業年度分

別表十（八）の記載の仕方

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | この明細書は、資産の流動化に関する法律第2条第3項《定義》に規定する特定目的会社が措置法第67条の14第1項《特定目的会社に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。 | の復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条《課税事業年度》に規定する課税事業年度である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消します。 |
| 2 | $(6) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100} \times 7$ は、当期が東日本大震災から | |